

令和3年度 あさぎり町議会第6回会議会議録（第23号）						
招集年月日	令和4年3月8日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和4年3月18日 午前10時01分			議長	徳永正道
	散会	令和4年3月18日 午後2時06分			議長	徳永正道
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 14名 欠席 0名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	小谷節雄	○	8	山口和幸	○
	2	岩本恭典	○	9	永井英治	○
	3	難波文美	○	10	皆越てる子	○
	4	加賀山瑞津子	○	11	小見田和行	○
	5	橋本誠	○	12	溝口峰男	○
	6	小出高明	○	13	森岡勉	○
	7	豊永喜一	○	14	徳永正道	○
議事録署名議員	11番 小見田 和行 12番 溝口峰男					
出席した議会書記	事務局長 山本祐二 事務局書記 丸山修一					
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	尾鷹一範	○	教育長	米良隆夫	○
	会計 管理者	土肥克也	○	教育課長	出田茂	○
	総務課長	山内悟	○	健康推進 課長	大藪哲夫	○
	企画政策 課長	船津宏	○	農林振興 課長	万江幸一朗	○
	財政課長	田中伸明	○	商工観光 課長	山口和久	○
	税務課長	池上聖吾	○	建設課長	酒井裕次	○
	町民課長	深水昌彦	○	上下水道 課長	林敬一	○
	生活福祉 課長	蓑田輝幸	○	農業委員会 事務局長	高田真之	○
	高齢福祉 課長	木下尚宏	○			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第23号）

- 日程第 1 議案第62号 令和4年度あさぎり町一般会計予算について
日程第 2 議案第63号 令和4年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算について
日程第 3 議案第64号 令和4年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第 4 議案第65号 令和4年度あさぎり町介護保険特別会計予算について
日程第 5 議案第66号 令和4年度あさぎり町水道事業会計予算について
日程第 6 議案第67号 令和4年度あさぎり町下水道事業会計予算について
日程第 7 議案第68号 令和4年度球磨郡障害認定審査事業特別会計予算について
日程第 8 議案第69号 令和4年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算について
日程第 9 報告第16号 専決処分した工事請負契約についての議決を一部変更することの報告について
日程第10 議案第71号 須恵文化ホール改修工事請負契約の締結について
日程第11 要望第 1号 農業委員会への女性登用に関する要望書について
日程第12 発議第 3号 ロシアによるウクライナ侵略に抗議する決議案について
日程第13 次の会期への継続調査について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第62号 令和4年度あさぎり町一般会計予算について
日程第 2 議案第63号 令和4年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算について
日程第 3 議案第64号 令和4年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第 4 議案第65号 令和4年度あさぎり町介護保険特別会計予算について
日程第 5 議案第66号 令和4年度あさぎり町水道事業会計予算について
日程第 6 議案第67号 令和4年度あさぎり町下水道事業会計予算について
日程第 7 議案第68号 令和4年度球磨郡障害認定審査事業特別会計予算について
日程第 8 議案第69号 令和4年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算について
日程第 9 報告第16号 専決処分した工事請負契約についての議決を一部変更することの報告について
日程第10 議案第71号 須恵文化ホール改修工事請負契約の締結について
日程第11 要望第 1号 農業委員会への女性登用に関する要望書について
日程第12 発議第 3号 ロシアによるウクライナ侵略に抗議する決議案について
日程第13 次の会期への継続調査について
-

午前10時00分 開会

●議会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。御着席ください。

◎議長（徳永 正道君） ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第62号

◎議長（徳永 正道君） 日程第1、議案第62号、令和4年度あさぎり町一般会計予算についてを議題とします。執行部より提案理由、執行部より補足説明はありませんか。池上税務課長。

●税務課長（池上 聖吾君） はい。おはようございます。では、当初予算説明のときに、11番、小見田議員から質問がございましたので、お答えいたします。まず、滞納繰越額の調定額についての御質問でございますけれども、左の枠が各税目でございます。その右が滞納繰越調定見込額になります。それに令和4年度の収納見込率を乗じたものが今回、当初予算計上額になります。この調定見込額で目立ちますが、やはり固定資産税になります。これはあくまでも見込額でございます。実際令和2年度は見込額8,668万8,000円に対しまして、調定額が8,363万2,000円。令和3年度の決算はまだでございますけれども、見込額9,421万7,000円に対しまして、調定額7,987万1,000円の見込みになります。収納率の見込みも令和2年度は7%で、実際は10.8%。3.8ポイントの上昇。令和3年度はコロナの影響を見込んで、コロナの影響等を見込んで5%でございましたが、3月17日現在で14.5%、9.5ポイントと大きく伸びております。今年度は、令和元年度と2年度の収納率の平均8%を見込んでおりますが、令和3年度の、令和3年度以上の収納率を目標にしております。収入済額も令和元年度440万4,000円。それから令和2年度908万8,000円。令和3年度は3月17日現在で、1,161万2,000円と年々確実に増加しております。滞納繰越分をですれ縮減するためには、現年度収納率を100%に近づけることによりまして、滞納繰越分が減少していくというふうに考えております。そのために収納係が音頭をとりまして、税務課職員全員で現年度の滞納者に電話催告、臨戸徴収を行い、新規滞納者を増やさないようにしております。高額困難などの滞納繰越案件に対しましては、徴収係が実態調査、財産調査、調査などを行い、差押えなど厳正な滞納処分を行っております。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） おはようございます。生活福祉課所管分の当初予算の説明の中で小見田議員からヘルシーランド、ふれあい福祉センターの指定管理委託料の算定の際に、直営した場合に対する比較はなされているのかということと、1人当たりにかかる経費について御質問がございましたので、資料を提出させていただきまして説明をさせていただきます。まずは、ヘルシーランドの比較となりますが、左側の枠内が5年間の年度ごとの積算になっております。この枠内の中ほどから下でございますが、事務費、事業費につきましては、年間の管理運営に必ず必要な経費となりますので、直営として考えた場合の経費としましては、人件費のみの比較となっております。右側の黒枠外の2枠目がその比較をしたものとなりますが、職員主幹級、主事級それぞれ1名ずつの配置と、会計年度職員を充てた場合ということで比較を行っております。表の1番下の部分でございますが、年間400万前後の差が出ているということになります。それからその上の1枠目の表につきましては、ヘルシーランドを利用されます利用者1人当たりにかかる経費を、左側ですれこの積算した委託料に照らし合わせて出したものでございます。4年度分の部分で説明をいたしますと、利用者9万人のときに384.5円。9万5,000人の、9万5,000人のときに364.3円。10万人利用者があったときに、346.1円というふうになっております。続きまして今お送りしました資料は、ふれあい福祉センターの比較表となりますが、比較の方法としましては、ヘルシーランドと同じように必要経費を除いた人件費のみの比較を行っております。2枠目の表で説明をいたしますが、主幹級の職員1名を配置し、後の職員を会計年度任用職員ということで比較をしております。こちらも、年間400万程度の差が出てくるということでございます。また、1番上の枠でございますが、対象利用者を町民の方々が全ての方に対してのサービスということで考えて1万5,000人で算定を行っておりますが、1万5,000人ですと1人当たりの経費としましては988.2円。またこれを現在の利用者数で計算をしますと、2,028.3円となっているところでございます。以上、説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 木下高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（木下 尚宏君） おはようございます。予算審議の折に、3番、難波議員のほうから今、送りました58ページのこれ目2の老人福祉費、節18の負担金補助及び交付金、1行目の低所得者負担軽減補助金の対象となる事業者数の御質問がございました。社会福祉法人等による生活困窮者に対する介護サービス利用者の負担軽減制度となりますけれども、あさぎり町の事業所につきましては五つの社会福祉法人の26の事業所が対象施設となっております。2年度におきましては9人の該当利用者が9つの事業所のサービスを利用されているということでございます。また3年度におきましては、現在5人の利用者の方がいらっしまして、三つの事業所のサービスを利用されているという状況でございます。次に、8番の山口議員のほうから今お送りしました17ページ、目1民生費負担金、節1の養護老人ホーム入所者負担金、それから歳出のほうになります。59ページ、上から2行になりますけれども節19扶助費の老人施設入所措置費、歳入の養護老人ホーム入所者負担金と、それから歳出の老人施設入所者措置費の入所者の説明時の人数の相違について御質問がございました。歳入のほうでは対象者を25人、それから歳出のほうでは27人と説明しておりますけれども、これにつきましては歳入の負担金を納めていただく方の中に養護老人ホーム費、措置者費用徴収基準で定められました対象収入によりまして負担金を徴収しない方がいらっしゃることでございます。次に、養護老人ホームに従事する職員の処遇改善についてでございますけれども、財政課のほうに確認いたしました3年度の保護費の普通交付税の需要額、単位費用は5,666万5,000円ということでほぼ予算額と近似値でございました。議員から御指摘がありましたとおり、国からは処遇改善に伴う経費については、4年度の交付税措置を講じるとされております。県内の施設所在市町村に再度現状を尋ねましたけれども、現在情報を収集している状況ということでございました。管内で施設を抱える市町村は本町と人吉市でございますので、支弁額の改定を行う過程におきましては、人吉と歩調を合わせるとともにですね、負担をしていただく管内の町村にも十分説明を行いながら適切に業務を進めてまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 大藪健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい、おはようございます。はい、3月9日の厚生文教所管分の当初予算説明質疑の中で、12番、溝口議員より、ただいまから資料をお送りいたします。ページ69ページでございますが、目1保健衛生総務費、節18負担金補助及び交付金の一行目でございます。病院事業負担金、これにつきましては、公立病院への負担金でございます。この負担金について、総務省自治財政局財政課からの地方公営企業の事業の円滑な推進と、その経営基盤の強化に資するための公立病院経営強化ガイドラインに基づき積算がされ、負担金が計算されているのかとの御質問でございました。公立病院、公立多良木病院に確認しましたところ、この公立病院経営強化プランにつきましては、令和4年度になってから作成することとなっているようでございます。そこで、この令和4年度の負担金につきましては、例年どおりの算定により計算がされているとのことでございました。なお、この公立病院経営強化プランの作成におきましては、関係町村と協議しながら作成していくこととなるということでございました。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 出田教育課長。

●教育課長（出田 茂君） 12番、溝口委員より質疑がありました小中学校の図書室蔵書数について補足説明をいたします。各小中学校の蔵書状況の資料をお送りいたします。学校ごとの学校図書館図書標準冊数の基準となる学級数、標準冊数、所蔵冊数、新聞配備数は資料にお示ししているとおりでございます。蔵書冊数が標準冊数に満たない学校は岡原小学校とあさぎり中学校です。蔵書の充実につきましては、早急に達成を目指すのか年次計画で達成するのか、令和4年度中に関係校と協議して進めてまいりたいと考えております。また、新聞配備数が標準配備数に満たない学校も岡原小学校とあさぎり中学校です。こちらは、新年度

予算の中での対応が可能ということでございますので、新年度に早急に対応したいと考えているところです。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） ほかに補足説明ありませんか。出田教育課長。

●教育課長（出田 茂君） すいません、訂正をお願いいたします。先ほど私岡原小学校と申しましたが、深田小学校の誤りでございますので訂正をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） ほかにはないですかね。補足説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） おはようございます。えーとですね、工事の建設、ちょっとページ数はあれですが、工事の一つはですね、再任用された職員さんの件とそれとコロナ禍で半導体の影響でですね、半導体不足がにより、品物が納期が遅れてる品物とかもろもろありますね。その場合結局年度内で終わらず繰越したやつ、そういうものがありますがそのときにですね、単価が今後ウクライナ危機もありまして単価が上がったりします。その場合の対応と工期のことの2点。一つと、それともう一つ先ほど言いました職員さんが再任用されてます。今後、定年化に向けて定年で毎年定年延長となってきますが、その場合、今現在再任用されている職員さんの配置と今後町としてはどういう位置づけちゅうかにもっていくのかちゅうのをお聞きします。

◎議長（徳永 正道君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい。まず職員のですね、再任用職員の件につきまして御説明いたします。10名の職員を配置しております。内訳は、支所に5人、町民課に1人、それから生活福祉課に1人、健康推進課保健師、元保健師さん1人ですね。それから農林振興課のほうの災害復旧のほうに当たっていただきました職員さん、それ1人、それから介護認定審査会のほうに1人ということで合計10人の再任用職員さんを配置したところでございます。それから令和4年度の配置につきましてはですね、まだ職員のほうの内示等も出ておりませんので、計画ではございますが、支所のほうの配置もですね今から旧庁舎の解体等も出てまいりますので、そこで支所に再任用職員さんも配置して支所の書類等の分別、片づけ、これに当たってもらうということで支所のほうにもちょっと職員を厚みを増して配置していくというふうな計画をしておるところでございます。それとまた来年合併の20周年等の事業も控えてきますので、そういうところにも再任用の職員さんを配置していくという予定で、来年は特に、来年度4年度特にですね、支所の先ほど言いました文書等の書類の整理に当たっていただくということで、合計で13名の職員、再任用職員さんのほうの配置を計画しているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） 建設課、代表して建設課。

◎議長（徳永 正道君） 酒井建設課長。

●建設課長（酒井 裕次君） はい、工事に関してでございますが、単価の上昇と工期の延長とについてのお尋ねかと思いますが、4年度計上分につきましては、予定としましては年度内終了を目指して行いたいと思います。単価につきましても、毎月更新されますので、それに応じた単価を採用するというところで進めてまいりたいと思います。令和3年度から4年度に繰り越す工事等もございますが、その中では工期の延長等行っておりまして、それは業者と協議しまして適正な施工に要する期間を設定しまして変更して対応しているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） 任用職員さんの場合はですねベテランで1番課長さんあがりでほとんどプロフェッショナルな人たちがなられますんで、先ほど支所なんかの整理とかいうのはやっぱり確かによく知ってお

られる人がなったほうがいいかと思えますんでそれはよかと思えますが、やっぱしなかなか職員さんも年配の人がちゅうたらおかしかですけど、おれば仕事しにくとかかそういう問題も出てくるでしょうけど、やっぱし逆に分かんるとこなんかのやつを退職された、退職して再任用された職員さんたちが教えるとかです、そういうこともやっぱし後は職員間でやっていただければ町のためにもなるかなと思えますんで、よろしくお願ひいたします。またそれと建設のほうの代表して建設課長が述べてもらいましたが、今後です、やっぱし品物が入ってこんとか、そういうのもろもろが出てくると思えます。このウクライナ危機になって、そうなれば単価が上がったり、そういうのが直接に関わる工事も出てくると思えますんでそこは十分工事の受けられた会社とです、建設課なり教育課もありますし、総務課もありますしいろんな部署の方がです、担当の方がやっぱし密にさせていただいてよりよい施行で、適切な工期でやってもらうように努力してもらえ、ばと思えます。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） 役職定年後の職員さん、そういう方々にです、業務をやってもらうわけですが、それまでの経験とか知識は豊富ですので、そういうものを生かして、それぞれの課でまたお願ひすることにしたと思えます。それとやはり職員として採用されてまだ日の浅い主事クラスの職員さん、です、仕事のフォローとかです、職員教育といひますか、そういうことにもあたっていただければと思えます。

◎議長（徳永 正道君） 酒井建設課長。

●建設課長（酒井 裕次君） はい、工事の施工におきましては、当然契約書を交わしてございますので、契約書の中で物価等が上昇した場合の対応等も明記してございます。まだまだ災害復旧でなかなか工事が思いどおり進捗できない部分もございまして、その辺は柔軟に対応してまいりたいというふうに思えます。

◎議長（徳永 正道君） ほかに質疑ございせんか。皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） はい、10番皆越です。57ページにです、デマンド交通の予算が計上されております。デマンド交通の活用というようなことで、促進と町からの行政区への助成の検討というようなことでされておりますけども、その検討はされてこの予算の計上でしょうか。お尋ねいたします。

◎議長（徳永 正道君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） デマンド交通に対します補助金ということですけども、これにつきましては、車両1台に対します借り上げ料といひますか、そういうものの単価等が決まっております、それにそれを3台です、使用させていただくということでの契約となっておりますので、その部分を計上したということになります。使用料、利用者の方が納められる料金とはまた別での町がタクシーを借り上げるというような考え方のもとの補助金ということでございます。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） 町からです、行政区への助成の検討という掲げてありますので、それも検討されましたか、お尋ねしたわけですけども、それは検討していないならいいんですけども、その辺のところを御検討されましたでしょうか、お尋ねしたわけですけど。

◎議長（徳永 正道君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい、行政区への補助ということにつきましては、今検討は行っておりません。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） はい、分かりました。検討していないならいいんですけども、それとあわせてです、この乗り合いタクシーがもう今このデマンド交通になりましたけども、そのあと処理が、です、時刻等、です、看板等は取り除いてありますけども、そのまま、です、あ、って、ちょっと放置し

である状態で、私写真撮ってきたんですけども、あさぎり町ということでこうして放置してあるんですよ。このあと撤去についてはいかがお考えでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい、その前の乗り合いタクシーですかね。の部分での乗降場のまだ残っているってことでございます。ちょっとその部分についてはちょっとまだ私は把握しておりませんのでちょっと把握させていただきまして今後の対応をさせていただきたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） いいですか。ほかにございせんか。小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 3点ほど質問いたします。さっき生活福祉課よりですねヘルシーランドの指定管理委託料に伴います収支算定表というのを出しいただきまして大変ありがとうございました。大変煩雑な計算をしてありまして、御苦労かけております。まずヘルシーランドも合わせまして、指定管理についての考えをちょっと伺いたいと思うんですけど、歳出を見ましたときにも、1人当たりの利用料というのが要するに指定管理委託料で人員を割った、人員で指定管理委託料を割ったということで出してあるようでございますけど、実際こういう施設を運営する場合において、この施設にかかっている費用を1人どれぐらいかかっているんだということをつかむのは、やはり公の施設を使っていく場合に、相応の負担をですね利用者にも求めるの、いろいろ温泉の場合は健康とかそういうことに関わることで、全て数値化で見れるものではないんですけど、やはり実態はどうなのかというのをやはり税金を投入する以上はですね、そこは明確にしといて、それが逆に赤字でもいいんですよ。それはもう目的が健康とか福祉とか町が抱えるそういう公共的なサービスをする施設においてはですねそれがあってしかり当然だと思うんですけど、実態はどれぐらいかかるかということを見るときには、これではなかなか指定管理委託料ですね人員で割ってもこれは分からないと思うんですね。本来ならばその人員を支出の合計でこれ全てで割るわけじゃないんでしょうけど、これをこの支出の合計を利用者で割ってみるとかなり大きな金額になりますよね。それを比較していくのがやはりこれからの指定管理委託の場合の考え方だと私は思うんですよ。でないと、実態が全然つかめないし、1人当たりのコストはどれだけかかっているのか。事業に対するコストがどれだけかというのですね、いずれそういうことをもう明確にしていけない会計が迫っておりますので、ちょっとそこら辺のところはま1回検討願いたいと思っております。要はですねこういう、今から指定管理委託する場合も民間企業に今回も委託されましたけど、民間企業は企業会計で常に経営を行っております。すところら発注する側としましては、単式の会計でございまして、そこら辺のところですね共通の基盤にないというところでその社会、公共サービスを提供求めるわけで、その食い違いが出てくるのではなからうかと思関係があるんですね。やはり公共施設をですね指定管理する場合、民間に委託するに当たっては、やはり施設自体なりと企業会計に分離して、して受けていただく民間の会計と同じ基盤にそろえるということをこの温泉に限らずですねすべきではなからうかというのは、一つこれ総括的な質問として伺いたいということがあります。それから、もう一つはですね地方交付税において、これは全般的にこれ財務課のほうに伺いたいんですけど。頑張りを反映したといいますか、取組を、取組の成果にこたえる交付税の事業がございまして、人口減少等特別対策事業というのが現在も行われているものと思っておりますけど、これあたりがうちの交付税に幾らか反映されているのか。その取組の成果が認められるような取組があさぎり町の中に行われてそれが交付税の中に入っているのかということの一つ伺いたいと思います。それからもう1点は、学校給食でございまして、こんなに小麦が高騰しまして食材が上がってきて、給食の話もちょっと伺いましたけど、給食費の値上げは町の補助のほうで当分はなされないようございまして、米が今余っております。そして作付がどんどん縮小していく状況でございまして、米価も下落しております。本町は農業を主産業とする町がございまして、米もかなりの面積つくってございまして、それが作られない状況になる中において、給食のほうもですね

できれば米飯の完全給食とまでは申しませんが、ま1食ぐらい増やすようなことができないか。これはちょっと要望になりましたけど一応3点お伺いしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい、先ほど資料を持ちまして説明をさせていただきましたが、管理委託料、指定管理委託料につきましては、年度の維持管理に必要な費用を積算してそれを指定管理委託料として積算をしているわけでございますけど、議員おっしゃられますように1人当たりのもうトータルの経費というものを出す場合には、やはりそのように建物自体の償却資産的なものもですね含めたところで出す必要はあると考えております。もちろん施設の利用料金の設定等を行う際にはそういう建物自体の工事費であったり改修費であったりをですね含めたところで料金設定等も考えていくわけでございますけど、今後様々な面でコストというものを考えるというときにおきましては、やはりですねこの減価償却という部分の考え方もやはり取り入れた中での総合的なこのコストの計算というものはやはりやっていかなければならないものと思っております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 田中財政課長。

●財政課長（田中 伸明君） はい、2点目の御質問でございました地方交付税の中に人口減少、それから特別対策事業の取組が反映されているのかという御質問ですが、普通交付税の中に単位費用として含まれているのか、また特別交付税の中で特殊事情として含まれているのかということは私ちょっと確認をしておりますので確認をさせていただいて答弁をさせていただきたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 出田教育課長。

●教育課長（出田 茂君） 先ほどの米飯の回数を増やすことができないかという御質問でございますけども、今現在国の定める栄養価カロリーを基準を満たすためのメニューを栄養士が作成しております。メニューの作成には食育面を考えまして、世界の料理等を取り入れているところでございます。米飯回数を増やすことにつきましては、今後学校給食運営審議会の中でですね、町の特色を入れるということで、米飯等の回数を増やすことができないかということについては審議してまいりたいと思っております。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 指定管理者制度についてですねちょっとこれ全体的なことで町長の答弁もいただきたいと思うんですけど、やはりサービス提供ですね。その対価というのをですね今のところちょっとその会計上見られてないというのが実態だと思うんですよ。その場合においてさっきまでも申しましたように民間の企業とそれを締結する際におけるの全然その違う尺度での議論というか、数値が別々のものを持ってきてそれを委託するという形になるものですから、その辺の改善点としてできればその全体的な公会計に新しい会計に移行するのが必要なんですけど、それが無理であるならばさっきも申しましたように、指定管理をする施設における部門だけでもですね企業会計に独立させて、それをちゃんとコスト計算をして先ほど課長もおっしゃっていただいたようにですね人件費とか減価償却費とかいろいろ混ぜた中における本当のコストはどれだけかというのをやはり町が発注側として正確なものを持って民間の企業との交渉なり指定管理委託料なりの決定をすべきと思うんですけどその辺については全ての指定管理をする施設に関わる大まかな考え方ですかね。今後のついてはいかがお考えでしょうか。それから、学校給食につきましてはですね米飯給食を完全にやっていると聞いておまして、地域の食文化、生活様式をなじんで地域を愛するというふうな教育の一環だと思いますので、いろいろ障害はございますけど、完全とはいきませんが、今どれぐらいどれぐらいはできるかという大まかなことはお答えはできませんでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時41分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開します。町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、指定管理業者さんのほうから決算書、財務諸表とか提出されるそうなので、そういうのを見ながらですね、今議員言われるような複式簿記による1人当たりの経費とかいろんな分析をやってみたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 出田教育課長。

●教育課長（出田 茂君） 米飯給食の完全実施ということでございますけども、先ほど申しあげましたように、やはり広い御意見をお伺いしたところでの導入になるかと思っておりますので、いろいろな方々が参加されております学校給食運営審議会の中でその件につきましては審議いただきたいと考えております。今のところでは私のほうから完全実施ということにつきましてのお答えはできないところでございます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） 質疑ではないんですけども先ほど小見田議長、議員のですね給食についてなんですが、米飯給食をですね5日間月曜日から金曜日までっていうのは理想ではあると思うんですけども、今山形県とか岡山県が先駆けてやっております米粉100%のパンですね。そういうものは管理栄養士の方は御存じだと思うんですけども、これから審議会などでお話をされる中にですね米粉100%、グルテンフリーのパン食、これであれば米の消費にもつながると思っておりますので、その辺も提案の一つとしてお考えいただければと思います。発言をさせていただきました。

◎議長（徳永 正道君） 出田教育課長。

●教育課長（出田 茂君） ありがとうございます。やはりグルテンフリーということで中には小麦アレルギーを持つ方もおられますので、そのようなことも検討させていただきたいと思っております。ただ、1食単価というものがあの上限がございますので、全体的なバランスを考えたところで、審議会の中で御検討いただくことになるかと思っております。

◎議長（徳永 正道君） ほかに質疑ありませんか。永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） はい、9番です。会計管理者に公金の管理とですね基金の運用のことについて質問いたします。これは町の資産管理及び使用基準に基づいて運用されているっていうのは分かっておりますけども、実際のですね公金の管理されているときの何と申しますか、心がけと申しますか、それから基金の運用、これは債券でも可能ということではございますよね。実際されているところとこれからのお考えをお尋ねいたします。

◎議長（徳永 正道君） 土肥会計管理者。

●会計課長（土肥 克也君） はい、まず公金の管理の方針と申しますか考え方でございますが、会計業務につきましてはこれはもう基本原則が安全であり、効率であり、効率性を求めますし、また、不測の事態に備えるための流動性、この三つの原則で業務を行う必要がございます。これはもう当然それを常に意識しながら会計業務を行っておりますし、公金管理も同様に行っております。その中で、基金の管理運用につきましても、法律でやはり適正に管理する。また、効率性というものは法の中でもうたわれております。当然その遵守しながら進めておまして、今町のほうでは、各基金ごとの運用ではございません。もう御存じのとおり一括での運用を行っております。これいろいろメリット・デメリットございますが、1番のメリットはやはり機動力が1番発揮できる運用の仕方でございます。で、町といたしましては、現金で管理する基金、運

用する基金と債権を持って運用する基金、その2通りで運用しておりまして、大体半々の運用で今進めておるところでございます。冒頭申しましたやはり三つの原則を担保しながら進めておりますので、特に今の金融情勢等いろいろな不安定な部分不透明な部分がございます。そこをしっかりと注視しながら進めておるところでございます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） はい、よく分かりました。こういうもう低金利の時代にですね、いろいろな運用するのも大変だと思っておりますけども、会計管理者がしっかりしておられるから信用はしております。そういったところの確認でございました。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） 総務課にお尋ねいたしますが、今までの審議の中で例えば分館事業等について支援員の活用をしてほしいというような答弁もあっておりましたが、支援員がそれぞれ行政区に3名配置をされておるとお思います。またその活動は常にですね報告をするというふうになっております。また支援員に対する助言、指導、調整、これはそれぞれの支所長、あるいはまた総務課の総務部グループ長がその役割を果たすとなっておりますが、今の現況から考えると、支援員の方と行政区との何と申しますかね。交わりと申しますか。そういったものが非常に薄くなってきてるんじゃないのかなというふうに思うんですね。というのは、活性化交付金を出したあとの1、2年は確かにそれぞれの事業を展開する上においてはお手伝いがありますが、その後ですよ。その後の支援員に対しての指導というのはどういうふうになっておるのでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい、地域活性化交付金の支援委員につきましては各地区にですね職員を2、3名割り振りをしておりまして、活性化交付金が平成の29年度からの事業ということで、議員先ほど言われましたとおり、当初は企画計画の時からですね職員も行って協議をして、申請書等のつくり方、また決算等についても手伝いといいますかそういうものをしておったとお思います。それで今の地域活性化交付金支援事業につきましては、令和3年度までしておりまして実際令和5年度まで延長を今できるというふうにしております。で、地域活性化交付金事業をもうほぼほぼこう使われてしまったところについては、その事業の支援については、手が離れていっているような状態というふうに感じるところでございます。ただまだ令和5年度までございますのでその事業が継続される場所はですね、引き続きその支援は行うというようにしておるところでございます。その指導といいますか支援員地区に2、3名配置しておりまして、上席といいますか、上にアドバイザーというものを課長、課長補佐クラスで配置しておるところでございますが、そのう地区のですね活性化事業の活動状況によってその支援の在り方についてもどんどんこう少なくなってきたような状態というふうには感じております。ただ今後はですね地域活性化交付金事業はもう終わっていきますので、そのほかの地区の支援についてもどういうものについて支援していくのか、そこら付近も検討してこれにつきまして支援員の配置につきましても4月のですね区長会にはの時点ではこういう職員、地区にこういう職員を配置しますと。また人事異動等もありまして新規の採用、また退職そういうものもありますので、令和4年度についてはまた新しくですね配置をお示して、こういうものについては活性化交付金といいますか、支援員が協力することがありますのでというのを改めて区長会の中でも説明させていただきたいというふうに思います。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） 今年、令和4年度1行政区が増えるわけですが、当然そこにも配置がなされるだろうと思います。ただ、この支援員の配置の根拠はですよこの活性化交付金の事業実施のために支援

員を配置するっていうことになってるわけですね。要綱等を見ればですよ。で、要は今言われるように令和4年度もそれぞれ配置すると言われましたが、令和3年度で終了する行政区が27あるわけですね。継続するところが25行政区です。この27の行政区は活性化事業は延長しないでもう終わるわけですけども、支援員の配置する根拠はなくなるんじゃないですかね。要綱から外れてしまうんですけども、そうであるならば私は新たにですね、支援員を配置するための今の活性化交付金の事業ばかりじゃその中身は確かに活性化の問題ですから、しかし活性化交付金の活用のための支援員ではなくして、地域行政区の活性化のためにいろんな形で区と町とのマッチングをするとか、そういう役割を新たに私は考えるべきではないのかなと思うんですよ。でないと、27行政区終わってしまうわけですからそこは支援員の配置は本来はできないんですよ。この要綱からいくと。だからそこあたりはどのようにお考えですか。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、今議員言われるようにですね、地域活性化交付金の制度ができたときにこの支援員制度もできたというふうに私も理解しておりますが、確かに地域活性化交付金のもう利用がなくなったところも出てくると思います。これについてはですね本当に今言われるように新しい制度という見直しが必要であるというふうに私も今認識させていただきました。ただその地区によって区によってはですね、会計をやったりとかあるいは消防団に入ったりとか、もういろんな形で地域に貢献してる職員もおりますので、そういうことも含めながらですね、また例えば総会のときの決算書を作る予算書をつくる。事業報告書をつくる。そういうふうなパソコンを使った作業のお手伝いとかですね、あるいは今やっております自主防災組織をつくる時のお手伝いをするとか、支え合いマップをつくる時のお手伝いとか、そういうものにですね少しでも貢献できるような制度をですね見直していきたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） ほかに質疑ございませんか。小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、1番小谷です。今回実は私改めて財政課が発出されております予算編成方針なるものを久しぶりにじっくり読ませていただきました。その中で、言葉が出てくるのがですね総合計画あるいは各種計画等との整合性を確保して云々とかね、そういうのが何か所も出てきております。当たり前といえば当たり前のことなんでございますが、そういうことで関連しましてちょっとお尋ねしたいと思います。まず27ページで財調繰入れの額27ページでございまして、今年度、新年度予算ですね。増額になっております。あわせてこれ16ページの普通交付税の予算額これ見込額と申しますか財政調整の、財源調整の部分があると思いますので、ここに留保見込額というのが出てきてませんが、そこに考え方としてあると思いますが、まずこの部分ですね。留保見込額がどの程度今の現時点でですね想定されておるかとかあわせて、さっき最初申し上げました27ページの財政調整基金の繰入れ額が年々増加している。特に今年度増加していますが、ここ数年の中で年々増加しております。その付近の関係性、方針というのをちょっと御説明をいただきたいと思います。もう思慮的に申し上げておきますが、さっき言いました総合計画等々の話の中で、それを尊重してということでございますが、今度は別途実施計画も今年度また新たなローリング分が示されましたが、それもちょっと経年ずっと年次的に見てみますと、尾鷹町長就任後、具体的には2年度3年度4年度の実施計画、それにつきましても総額は年々増加しております。今回、総合計画の見直しと云々でまた新たに計画期間等の見直しをされるされる前提での委託料等も上がっておりますけれども、就任された以降のですね具体的な令和2年度の実施計画で令和4年度の総額は115億です。総額。今回4年度の実施計画、今回ローリングされた128億。13億増えております。2年間で。本来は総合計画があつて基本計画があつて、それを踏まえて実施計画で事業費を算定されてると思いますが、ほかの年度もずっと比較しますと年々年々増えております。言葉悪いですけど膨らんできております。あわせて一般会計の予算規模も膨らんでおります。そういった背景が見えたもんですから先ほどお尋ねしました。財政調整基金の繰

入れ額が増えておる。普通交付税の留保財源をどのように見ておられるか。予算総額は右肩上がりに増えていってますね。これは、一言で言うと計画性がどのように見ておられるのかなというような疑問が湧くものですからこのお尋ねをしてるとここでございまして、そういう前提で適正な財政規模をどの程度でお考えかも含めましてですね、お答えをいただければと思います。

◎議長（徳永 正道君） 田中財政課長。

●財政課長（田中 伸明君） はい。まず留保財源の御質問でございますが、本年度、本年度といいますか、令和4年度の当初予算におきましては、普通交付税の財源調整によりまして約1億8,000万円ほど留保財源を確保した予算編成を行っているところでございます。それから2点目の財政調整基金の繰入金がこの近年増加しているという御質問でございますが、まず令和3年度の予算におきまして、本年度の令和3年度の予算におきましては、まだ当初予算編成時におきまして新過疎法の計画が策定されておりましたので、通常例年過疎債のソフト事業分で充てておりました7,000万円をこの財政調整基金繰入金に振り替えて予算措置をしたということで7,000万円の増となっております。これについては新過疎法策定後に過疎債のほうに財源更正を行っておりますので、現在は例年どおりの3億円という現予算でございます。それから本年度、失礼しました。令和4年度の当初予算におきましては、繰入れが、財調の繰入れが4億3,729万8,000円ということで、例年の3億円に比べますと1億3,700万ほどの増となっております。この原因につきましては国営川辺川土地改良事業の負担金を歳出予算のほうに計上しておりますので、その分を財政調整基金から繰入れ充てたということでの増でございます。この財政調整基金の繰入れの考え方でございますが、どうしても当初予算の編成時におきましては、歳入が不足するという予算要求が各課から上がってまいります。総額で歳入が不足すると。それは各課のヒアリング、査定のヒアリングの中で調整を図っていくわけですが、どうしても義務的経費からの削減というのは大きな削減は見込まれませんので、投資的経費から大きくその調整を図っていくということになります。調整の段階においてですね、例年最終的には財調の繰入れ3億円を充てて予算を編成を行うという手法で編成をしておりますので、本年度についても、基本は財調繰入れ3億円とただし、ただ先ほど申しました令和4年度に限っての負担金の増がございましたので、そちらのほうは財調から繰入れをさせていただいたということでございます。ただもう一つの理由としましては各課の予算要求においてはですねどうしても歳入はかたく、歳出は予算が不足しないように多めにいたしますかそういった予算要求でございますので、それを執行していく中で最終的に年度末においてはその取崩しをしなくても予算執行ができるというような状況もでございます。そういった当初予算での財源調整という意味、役割を持っているということも財政課のほうでそういう考えのもとで3億円、基本3億円という財政調整基金の繰入れを行っているということでございます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、今お答えいただきましたが後ほどまたお答えいただきたいと思っております。適正な財政規模の考え方もちょっと先ほどお尋ねしておきましたので後ほどお答えいただきたいと思っておりますが、先ほど触れました総合計画実施計画云々というのお話ですね。そこの整合性、繰り返しですがそれにちょっと今回は着目してるんですが、先ほど言いました実施計画がローリングでされます。総合計画の中にはですね、総合計画と予算の整合性というのは、総合計画には当然実施計画も含まれておるわけですね。総合計画という表現の中に前期、後期基本計画、そして実施計画。その実施計画のローリングと予算の整合性というのがあると思うんですが、昨年度の、昨年度のこの時期、要するに令和3年7月からの実施計画の時点でのですね、令和4年度の実施計画ですね。それと予算の整合性が捉えてなければいけないんじゃないかというふうに私は認識をしてるんですが、どうも見てみますと、今回3月に策定された令和4年度の実施計画と今年度予算が一致されている。令和4年3月に策定した実施計画との整合性がですよ、昨年の秋から

予算編成をされてる予算案との整合性が捉えてる。それは違うんですね。結局実施計画が後づけで来てる。予算に対して。だから私は、今回の予算が実施計画と、実施計画と予算がですね整合性がとれているというふうには見れないんですよ。実施計画は形骸化している。予算編成をしてそれに対しての合わせて実施計画になっている。具体的に見ますとそういうふうに見えるんですよ全部。令和4年度から新しい事業が出てくる。その予算が計上されている。だから実施計画に載せている。これはですね総合計画あるいは実施計画と整合性がとれているというふうには言えないと思うんですよ。去年の1年前につくった実施計画ですね4月以降の去年の4月ですよ。そのときの令和4年度版と今年度予算が整合性がとれてないとおかしい。だから実施計画と整合性がとれているというのは疑問があります。何でこれを言うかといいますと、今回ですねトータルシステムを導入して云々と言われたときにですね、今私が言った部分も含めて今回から変わっていくと思うんですが、少なくとも今回の予算編成にはですねそういう発想が入ってないんじゃないかなというイメージがしたんですよ。この前トータルシステムの時に庁内で職員の皆さん方に共有化されてますかってお尋ねをしました。その時これからですみたいなお話だったんですね。その基本的な部分が今回の予算編成の中に何か反映されているのかなあというふうに見た中で、それが出てない。私は非常にそこ心配というか、大丈夫なのかなというイメージがあります。去年のトータルシステムの報告書がそれを前提に今から進もうとされてるんでしょうけど、職員の皆さん方につながっているのかなという意味でそれを気にしています。ですから、ここは予算ですからお尋ねするのは、どの実施計画と今回の予算編成は整合性を持って作成されたのがもう具体的な予算上の質問です。もう1点、別件でございます。87ページの素材生産の売上げを今回は収入に計上されない。第2庁舎建設のほうに材料を提供するというようなお話ございましたが、これは担当課である総務課にですね、以前申し上げておりましたが、素材生産の経費をきちんと計上して流通に乗せて、そして事業は事業で、建設事業の事業は事業で整備していかないと結果的に町は損をするんじゃないか。町に不利益を与えるんじゃないかというその付近の試算はされましたかという質問を以前しておりました。今回予算上はですね素材生産の売上げの収入を計上されてません。これは、私の考えではですね、町に不利益を与える。結果的にトータル的に。庁舎整備事業の予算は名目上は減るけど、その中に実は隠れた町負担が別途横にあるという、そういう構図になってくるように私は理解してるんですがその付近についてですね総務課のほうで何か御検討された経緯があればですね、その点についてお答えをいただきたいと思ます。

◎議長（徳永 正道君） 船津企画政策課長。

●企画政策課長（船津 宏君） はい、実施計画についてのことでしたので企画政策のほうで先にお答えをさせていただきますが、御指摘のようにですね、実施計画につきましては、総合計画のもと現在後期基本、後期基本計画の中で、3年ごとの実施計画を毎年それまでの状況を見てですねローリングをしているところでありますので、議員おっしゃられるようにですね予算とですね、実施計画の内容というか金額、額といいますかその辺り組み、調整の動きの整合性がとれていないんじゃないかというふうに受け止めていらっしゃるようでもありますけれども、我々としましては、こういってはなんですが従来の手法できちっとその調整なりですね取組はやっておりますので、その整合性は担保しているというふうな認識で進めております。で、トータルシステムの診断結果にもありますようにですね、その予算への取組、予算編成とかですね査定とかそういうもの、それから決算を受けてそれから事務事業評価を行ってというふうなその事務事業評価のやり方。そういうものについては、きちっとそれぞれの取組、手法は行われているんですけども、その整合全体の調和という部分について同じベクトルに向いていないところが見受けられるということなので、そういう診断結果を受けてですね、これからそのトータルシステムという考え方を入れて恐らくある1面では議員御指摘のようなですね、きちっとしたイメージを持っておられるような整合のとれた形で事業を進めてい

くという在り方にたどり着くような事を進めていくというふうに考えているところであります。実施計画についての考え方は、以上です。

◎議長（徳永 正道君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい、第2庁舎の建設費につきましてはですね、今実施設計中でございますので、数量等についても今詳細については積算中でございます。議員言われます仮に原木量を1,000立米木材を使用すると、この基本設計の時点での比較でございますが、全て購入した木材を使用する場合は1億7,000万円程度購入代にかかる。当然これに合併特例債も使えますので、それを充当してその後の70%の交付税措置を見たとき、町の負担額は5,680万円程度と見込んでおります。それから、また一方で町有林をですね伐採し、それを加工し使用するとするとして仮定した場合、当然切り出しとか運搬、加工、そういう経費も考慮した額が3,200万円程度、ただ1,000立米分を販売した仮に当時基本設計時点で販売した場合は420万程度の金額が想定をしておりました。今述べました点で比較しますと、基本設計の時点ではですね、3,400万円程度は町の町有林を使ったほうが低減、建設費の低減はできるというふうに想定をしております。ただこれは基本設計の時点でございますので、実際詳細につきましては現在実施設計中ということで細かい数量もですね現在算出中でございます。今後、細かい数字等も出てくると思いますので、これにつきましては当然現在公共施設マネジメント特別調査、調査特別委員会の中でもですね、報告、説明させていただく予定というふうにはしております。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） 時間をとって申し訳ありません。もう最後に1点だけ確認します。最初のほうで触れました実施計画総額が膨らんでいく。膨らんでいるという表現は適切でなければ増加している。予算総額も年々増えている。その中でさっき言いました財調基金の繰り入れも膨らんでいる。昨年の財調基金を取崩して特別特目基金に振替たときの御説明は、財調基金に置くのではなくて、用途を明確にするために特定目的基金に振り替える。振り替えるというか組み替える。それが主な御説明でございました。であれば今回特目基金もですねそれなりに計上されております。特定目的基金で充当していく。財調基金は本来の姿に戻って、緊急時の要するに本町の条例、あるいは地財法にうたわれている目的にきちんと対応するあくまでも緊急時に対応するその前提で財調基金は取り崩す、当初予算から今回のような財源調整の用途は別としてですね、目的を明確にした財調基金の取崩しは昨年のさっき言いました特目基金に振替たときのごせ御説明とは矛盾しているというふうに私は受け取っております。あわせてさっき最初に申し上げました予算総額の増から実施、それにどちらが後か先か分かりませんが実施計画が総額がだんだん膨らんでいる。この点についてどういうお考えかについてのお考えを御説明いただきたいと思います。その件はいろいろ今総務課長が説明されました。私は細かなデータを持っておりませんが、数値はですね。基本的な考えでそこに万が一結果論で町に対してですね、不利益、財政的な予算的な経費的な不利益をこうむったら当然そこはですね町は不適切な行政執行というふうに問われますので、その付近はですね慎重な対応をされないといけないのではないかというふうにこの問題について思っております。私は非常にこのことは、私が勝手な細かな数字を持たない中での解釈ですが、先ほど総務課長の説明のような結果にはならないのではないかというふうな私なりの考えを持っておりますのであわせて申し上げておきます。

◎議長（徳永 正道君） 田中財政課長。

●財政課長（田中 伸明君） はい、一般会計の予算総額が近年増額しているということでございます。令和4年度におきましても前年比較しますと3億5,000万ほどの増が出ておりまして、要因といたしましては、豪雨災害の対応それから新型コロナウイルス感染症の対応、また、合併特例債の期限が迫っておりますので、少々の事業の前倒しということも影響しているのではないかと考えております。このようなですね各

年度年度の特殊事情といいますかそういった事業費の増減は当然ありまして、またそれに伴う国県補助金また起債等の特定財源もですね予算総額の中には含まれておりますので、その予算総額のみをもって財政の運営が適正ではないんじゃないかと、適正かどうかという判断はですね、なかなかこれは難しいところがあると考えておるところでございます。その中で、財政課におきましては、予算総額の中の一般財源総額、これにこの推移に注視をしまして財政運営を行っているところでございます、一般財源総額をあらゆる標準財政規模というのが示されておりますが、令和3年度の標準財政規模、あさぎり町の標準財政規模は約67億円程度でございます。これに対して4年度の一般会計の総額、予算総額は113億円ですかね。113億円程度ということでかなりの開きがあるわけでございますが、この予算総額の中の一般財源を見ますと、約70億円ということで、先ほど申しました町の財政、標準財政規模と比べても余りこう差はないということで捉えているところではございます。だからといって町の財政が適正であるかという判断にはなりません、そのほかにも起債地方債でありましたら、実質公債費比率、また財政の硬直化を示す経常収支比率ですね。そういった財政の健全化指数も、きちんと推移を見ながら財政運営に取り組んでおりますので、その辺は今のところではそう財政が破綻、極端に言いますと破綻するような財政運営を行っているということではないということをお理解をいただきたいと思っております。繰入金、財政調整繰入金ですが、これにつきましては議員御指摘のとおり昨年9月の補正予算におきまして、特特定目的基金への基金の用途明確化ということで補正を可決していただきました。令和4年度の当初予算におきましても、その目的に沿って特定目的基金からの繰入金を少し計上しておりますが、この財政調整基金の繰入れにつきましては先ほど申し上げましたとおり、当初予算の編成時の財源調整といいますか、そういった意味合いもありましてこれまでの手法によって基本的に3億円を充てて当初予算は編成していると。結果的に見てそれが必要かどうかはまた年度末に必要なであれば補正で落とすというような手法もやっております、実際財政調整基金の現在高は増加して推移をしておりますので、その辺りもきちんと確認をしながら予算編成、それから執行に当たってまいりたいと考えているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、第2庁舎の木材につきましてはですね今小谷議員が言われるのはよく分かります。ですので、山から立木、立ってる木から切りまして、市場のほうに持って行ってそこで使えないもの、全てが使えるわけじゃないのですね、木材の場合は、使えないものは市売りで販売します。使えるものだけを製材所に移動するわけですが、第2庁舎に使った分の経費伐出経費、それから運賃、市場の手数料、そういうものは第2庁舎の経費として積算しなければならないと思っております。そういうやり方をですねこれまでも町有林を使った須恵の町営住宅のときの例、それから中学校で中学校の改装のときに町有林を使った事例がありますので、そのときにどのような処理をされたかも、見ていきたいと思っております。それと最近では八代市の庁舎が八代市の中の木材を使って建てられてますので、そういうところも参考にしましてですね、きちんと今言われるようにあとで御指摘がないように、ちゃんとした報告になるように、町民の不利益にならないようにやっていきたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） ここで、質問の途中ですが、10分間休憩をいたします。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時31分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。ここで、田中財政課長より、先ほどの小谷議員への追加答弁、小見田議員。失礼しました。小見田議員への追加答弁の申出がっておりますので、

これを許可します。田中財政課長。

●**財政課長（田中 伸明君）** はい。先ほど小見田議員のほうから御質問がございました人口減少や特別対策事業に対する普通交付税措置という御質問ですが、概要だけお答えしたいと思います。普通交付税の中です。ね、まちひとしごと創生事業に関わる算定というところがございまして、その中で地域の元気創造事業費、それから人口減少等特別対策事業費、この二つにおいて算定がなされております。基準財政需要額で申しますと、最初の地域の元気創造事業費につきましては、9,329万1,000円。これは地域の活性化に関する事業ということで算定されております。それから、2点目の人口減少等特別対策事業費につきましては、1億5,847万4,000円ということで、これは事業の成果のほうにだんだんこうシフトをしているということで普通交付税の中に算定されているということでございます。以上でございます。

◎**議長（徳永 正道君）** ほかに質疑ございませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎**議長（徳永 正道君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎**議長（徳永 正道君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第62号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎**議長（徳永 正道君）** 起立多数です。したがって議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第63号

◎**議長（徳永 正道君）** 日程第2、議案第63号、令和4年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。池上税務課長。

●**税務課長（池上 聖吾君）** はい。それでは8番議員、11番議員からあさぎり町の国保税についての御質問がありましたので御説明いたします。例年3月初めに熊本県から新聞報道があります県内の1人当たりの保険料でございますが、毎年あさぎり町が上位に位置しております。この算定方法でございますが、まず熊本県で全体、県全体の令和4年度の医療費の歳出見込額と国からの公費等を含めた歳入見込額を推計いたします。中ほどの県に納める納付金でございますが、これは被保険者数、それから所得水準、医療費水準に応じまして市町村ごとに案分いたします。この納付金に市町村独自の保健事業等を加算しまして特別調整交付金等を減産した金額が県が令和4年度に各市町村ごとに集めてくださいという税額で、それがピンクのマークで示しております保険料総額ということになります。それを医療費、すいません。被保険者数で割ったものが1人当たりの保険料でございます。で、今お送りしました資料の1番左の枠が今回報道はなかったんですが、先ほどの計算でいきますと、あさぎり町は1人当たりの保険料は県下第1位でございました。右側の3枠でございますが、これ各市町村のデータを税務課で入手いたしまして独自に分析しました数値になります。2枠目が全体の所得総額を被保険者数で割った1人当たりの所得で順位は5位、3枠目が40歳から64歳までの介護分の総所得を被保険者数で割った1人当たりの所得で順位は3位になります。1番右の枠が令和2年度の医療費総額を被保険者数で割った1人当たりの医療費の順位で28位になります。これらを総合しましてあさぎり町が1位になったというわけでございます。下から2枠目の氷川町を見ていただきますと、被保険者数はあさぎり町と同数ぐらいで変わりません。全体の1人当たりの所得もですね4位。それから介護の分も2位とあまり変わりませんが、医療費総額が下位の43位で、1人当たりの保険料は13位に位置しております。1番下の芦北町ですけれども総所得が43位、介護分が40位、医療費総額がここは1位になっております。しかし、1人当たりの保険料は43位と下位に位置しております。これ

にはですね、いろいろな補正係数があって、県が計算して出すもので、単純な計算ではございませんが、あさぎり町にはですね所得水準の高い方が多くいらっしゃるかと私たちは分析をしております。それから、今お送りしましたものですけれども、この表は一つの家族を想定しまして、1年間の国保税を計算してきたものでございます。条件としましては65歳以上が2人、40歳から64歳までが2人、40歳未満が2人の6人家族でございます。課税所得額が330万円。この金額はですね賦課限度額に達しない額に設定しております。あさぎり町を御覧いただきますと、黄色のマーカーでございますけれども1番右の順位がこれ県下で27位。人吉球磨管内でございますと6番目と真ん中より下になり、決して税額が高いわけではないというふうに分析をしております。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） ほかに補足説明ないですかね。補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。山口議員。

○議員（8番 山口 和幸君） はい。今回、税務課長のほうから詳細な資料を作っていただきましてありがとうございます。いわゆるこの間お話し申し上げたとおりですね国保の被保険者は、事業主の方、小さい事業主の方、農家の方がほとんどですよね。農家の方はね。だから、そこに前のほうにいらっしゃる皆さん方みんな社会保険ですよね。ということは、もう簡単な理屈は社会保険の方は半分は事業主が負担ということなんですよね。農業をやってる方はそうはいかん全部自己負担ということになるということなんです。そこを、いろいろ議論はしてきてですね、なかなかこれは制度的なものですから、それは変わることはないのはいんです。それで、こないだもお話ししたとおりですね過去合併してからもずっと各議員がこのことにはやっぱりいろんな思いを持って質問をしてきたんです。そのときに担当課長さんの答弁はほぼおんなじ答えですよ。だから、これはもう十分承知ですよ。みんな、当時これまで質問してきた議員もですね。私たちもその全員に携わった仕事をしているときにこないだお話ししたように、給付の担当と税の担当と議論するときにはほんと大変な議論をしましたと記憶はありますが、税の担当は徴収しますから、やはり税率は低いほうがいいですよ。そすと給付の担当はある程度余裕を持った運営をしたいんで、医療費総額の3か月分と言わず多く持っておきたいというようなせめぎ合いをするんですが、そこでですね、まず当然今も変わらないは思うんでありますが、もうやがて6月の所得が確定すれば、国保の税率改定について本格的な話をされると思うんですが、どのような話し合いをされて町長に具申をするというか、そしてまた運営委員会にかけるといことですよ。そういうことなんで、税務課長と給付の担当の健康推進課長。税務課長はどういう感覚でその税率の改定に臨まれるのか。健康推進課長は給付の担当としてどういう思いで税務課と健康推進課で打合せする場面に臨まれるか。そのことをちょっとお尋ねいたします。

◎議長（徳永 正道君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時43分

再開 午前11時45分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開します。大藪健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい、議員からございました新年度の税率関係の設定の流れとございますか、につきましてでございますが、まず給付のほうでですね前年から過去3年間の療養給付費等を踏まえての新年度の療養給付費等の見込みを立てさせていただきます。で、それをたたきとしてした上でそれについては税務課のほうに給付のほうはこれぐらいが必要だよというのをまずお示しすることとしております。ただ、これ療養給付費のほうでございますので、税のほうでは介護とかございますのでそちらについては、県のほうからですね請求が金額が出てくると思いますのであれですが療養給付費についてはそのような形でこちら

のほうである程度見込みを立てた上で税務課のほうに税率算定というのをお願いしているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 池上税務課長。

●税務課長（池上 聖吾君） はい。税率のほうですけども、健康推進課のほうからいただいた資料をもとにですね、また管内市町村の税率の兼ね合いもありますので、そういったものを調整しながら税率等を決めさせていただいております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 大藪健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい、ただいま税務課長が申しましたようにその税率のほう算定ができて、トータル歳出歳入のほうの案ができてから町長のほうに説明させていただきます。で、その説明後にですね運営協議会がございまして、そちらのほうについての御説明をさせていただいて御了承いただいているところでございます。それから、先にですね議員のほうから社会保険の場合の保険料については個人負担と事業主負担があると御説明ございました。で、国民健康保険につきましても個人の保険料に見合う分のいわゆる5割は国庫のほうから交付金や負担金という形で入ってまいりますので、制度的にはやはり保険料の負担の割合については同じ考え方とっております。

◎議長（徳永 正道君） 山口議員。

○議員（8番 山口 和幸君） 私の質問の意図することには答えてもらえませんでした、そういう答えしかできないのかもしれませんが、昨日でしたかね。小谷議員の何か新聞、県職員の方が書かれてる新聞の記事が出ましたよね。私もちょっと読ませてもらってございましたけれども、やはり担当職員ですよ。自分が担当してる部署なんか、一生懸命になるというか、自分の受け持っている仕事を何ともいうかもう気持ちを入れてやるというか、そういったところがいかなんかということでお尋ねしたところであります。それはもうそれで今のやり方で私がどうだこうだということではありませんが、そこでですね、今度確か限度額が3万から2万ぐらい上がりますよね。ということは、またそこに負担感、高負担感を感じる人が出てきますよね。そういった状況を考えればですよ、私は前々から思っているのは、一般財源を今2,500万です。何か、ですよ。だから、今自営業者の方が、あるいは、退職した方々が国保に移られた方たちが、非常に苦しい状況下にあると私は思います。とりわけ零細企業の方、あるいは農家の方々、この議会でもそういったところの振興策についてということいろんな意見が出ておりますよね。町長のほうからいろんな答弁がっております。そういったときに、国保税にやっぱ支援するもこの時期かなって思います。何遍も同じこと言って申し訳ない、私もそういうふうな仕事をしてきた皆さんと同じ仕事をしてきた経験もありますので、職員の立場のときには、そういった思いを持ったことは余りなかったんです。実際に今のような立場になってみるとですね、今何ていうかな。地域の方々が求めておいでになるのは、そういったところへの町の何とか助成というか、そういったことをするというは私もう今はしていいんじゃないかという気持ちになってるんですよ。それでここはもう町長はどうしても政治家なんで、職員の方をお願いしておきたいんですが、何も今度の7月にどうだこうだということではなくてですね、1回事務担当で先だっては1億円と言いましたけれども、私たちが税率計算するときもですね、もう当時はこんなパソコンもない時代ですよ。もう電卓でやる時代でもですね幾通りとなく今回1,000万投入すれば幾ら下がる等々の計算した記憶がありますので、先ほど給付の担当と税の担当というふうにお話申し上げたとおり、担当レベルでですね、1回その辺りをやってみると私も1億円今出したら幾らになるという計算できますもんね。単純にですよ。だから、そういったふうなことも思いますので、これだけ厳しいときに差しかかったならば、それもう町長政治家ですから政治家の立場で行けるかもしれないけども、まずは職員の立場でですね、令和4年度1年をかけてじっくり考えてみてくれませんか。これは令和9年度までですよ。統一になるのはですね。だから

そういうことを考えるんで、ぜひ今回の質問の趣旨はそういったことを考えてほしいと。私は一般財源の投入はあってもいいと思ってるんです。今、近場における議員2人の賛同も今得ました。そひゃん思っばいということで、ぜひ、事務方で検討をしてみてください。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、国民年金と厚生年金というのは、そもそも昭和の時代に私はこういうふう聞いてます。自営業者、小規模事業者とか農家さんたちは、定年がない。だからずっと働けて収入がある。だから、年金が少なくても生活ができるという想定で会社員とか公務員は定年があってその後の収入がぶつと切れるから年金で生活ができるようにするというので、今の制度があると聞いてますが、ただ、その当時と違ってのは、もう小規模事業者の方々の収入が減ってる。また、農家さんたちにとっても今あさぎ町は高額納税者の方もいらっしゃいますが、やはり収入が落ちてる高齢の農家さんたちもいらっしゃいます。ですから、そこに山口議員は町の予算も充てたらどうかということだろうと思いますので、御提案いただいたことはしっかりと議論をしていきたいと思ひますし、また一方でですね、そういうふう生活に困窮されてる方は福祉の面で困窮されてる人たちにどう手当てができるか。そういうことも一方では考えていきたいと思ひます。

◎議長（徳永 正道君） 大藪健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい。町長が今答弁されましたので合わせましてですね議員から御提案ありました担当レベルでの勉強会を進めてまいりたいと思ひます。御手元に資料はございませんが、国民健康保険のですねレイアウトといいますか歳入歳出のものがこういう形でございます。大変複雑なものでございまして、これについてやはりまず担当レベルで確認いたしまして、また、一般会計のからの法定外繰入れを行った場合の各種国からの調整交付金とか療養給付金とか補助金等のペナルティもあるようでございますので、その分もですね調べまして、それとあわせていろんな1年間かけて、できれば早めにですね、税務課と健康推進課で勉強会を進めていきたいと。そしてなるだけですね、その負担が軽減できる方策はないかについては勉強、検討していきたいと思ひます。

◎議長（徳永 正道君） ほかに質疑ありませんか。小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、すいません。私はもう単純なお尋ねをさせていただきます。先ほど冒頭に税務課長から御説明いただいたこの資料でですね1点だけ確認の意味でお尋ねします。中ほどに県に納める金額というのがあります。この付近のお話の時にここはなかなか複雑で、云々ということで、ここでお尋ねしたいのは、先ほどの山口議員との議論今の御答弁と含めてですね、そういう一般財源投入も含めて云々というのはそれを検討いただく。当然そのことに関して我々も最終的に関わってくる部分でございますので、ちょっと私がここで確認したいのは、この県に納める金額の算定は県のほうがされるとおっしゃいましたが、そこはブラックボックス化されているのか、それとも複雑であってもですよ、それなりにきちんとした算定式に明示されたものがあるのかですね、もしそれがあればですね、今日じゃなくて結構なんですけど、私どもにもですね示していただければですよ、結局ずっと突き詰めていくと、ここで基本的な数字が決まってくるわけですので、そこに対してどうするかという対応なんですけど、ここが理解できないと今大藪課長が言われたですね、国保の税の算定の全体像が見えないような気が私はしたもんですから、そういう意味で今お尋ねしております。ブラックボックス化されてなければいつか御説明をいただければと思ひます。

◎議長（徳永 正道君） 池上税務課長。

●税務課長（池上 聖吾君） はい。この納付金につきましては、後日改めてお示ししたいと思ひます。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 11番です。さっきの国民健康保険税の税率のこと税額のことについて、

ちょっとお尋ねと調査の依頼なんですけど、所得が高いということは要するに被保険者が所得が高いということで、農家が所得が高いということをずっと伺ってきてですね今回こんなにちょっと分かりやすい表はいただいたんですけど、ちょっと調べてほしいのはですね農家、県南と県北の農家の所得はですね多分県北が高いと我々ずっと思っていました。その辺のところの裏づけとなるようなものができれば示してほしいと思うのは、要は法人化されるこの農業形態が結構県北にあるのではなかろうか。と思うんですよ。その場合に、社会保険に加入で、国民健康保険の被保険者とならない農家が結構あるのではなかろうかと。そこら辺のところちょっと調べていただくのは農業振興課なのかどっか分からんけどそれを見てですね、それだとなお更農家の皆さんにも高い理由をですね、住民にも説明できますので、面倒ですけどももしそれが可能であれば調べていただいて、被保険者でない農業形態がどれくらいあるのかなというふうに、今ちょっと思っておりますので可能であればよろしく願いいたしたいと思えます。

◎議長（徳永 正道君） 池上税務課長。

●税務課長（池上 聖吾君） はい、県北あたりの所得が高い農家の方の法人化につきましての調査ですけども、これにつきましてですね、できましたら農業委員会じゃなかった農林振興課と協力しまして、調査をできればですね、調査をしたいというふうに思えます。

◎議長（徳永 正道君） いいですか。ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第63号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第63号は原案のとおり可決されました。ここで休憩をいたします。午後は13時30分からです。

休憩 午後0時01分

再開 午後1時30分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第3 議案第64号

◎議長（徳永 正道君） 日程第3、議案第64号、令和4年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計についてを議題とします。執行部より補足説明を願います。補足説明がありませんのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第64号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第65号

◎議長（徳永 正道君） 日程第4、議案第65号、令和4年度あさぎり町介護保険特別会計予算についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。補足説明がありませんのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第65号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第65号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第66号

◎議長（徳永 正道君） 日程第5、議案第66号、令和4年度あさぎり町水道事業特別、水道事業会計予算についてを議題とします。執行部より補足説明ありませんか。林上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） はい、いただきます。ほうをお送りしましたが、総務建設経済常任委員会所管の水道事業会計当初予算に対する11番議員のお尋ねの中で、27ページの水道事業予定貸借対照表中、左のほうのイロハニがございまして、イロハ二の二の機械及び装置の減価償却取得額と累計額の差額が少ない点につきまして、点についてお尋ねがあった件につきまして、当日は水道施設全体の状況についてお答えしておりましたので、補足説明させていただきます。機械及び装置につきましては、主なものとして各浄水場の電気設備が挙げられております。電気設備については、法定耐用年数は16年となっております。多くの施設で法定耐用年数に近いかまたは過ぎておまして、耐用年数を過ぎますと、償却限度額として5%が残ります。そのようなことから、減価償却取得額と減価償却累計額が、かなり近い数値となっております。電気設備につきましては不具合があればその都度必要な部品の交換などを行って対応している状況でございます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） ありがとうございます。機械及び装置ということでお伺いしたわけですが、総体的に水道事業の場合に、上にもあります構築物等ですね、やはり管路も含んだことで以前説明を受けておりますけど、この場合今ですね先日の地震においていまだ福島から仙台方面における断水のニュースが伝わるわけなんですけど、やはり管路の耐震化等がですねどの程度進んでるのか、これを見るときにも約半分ぐらいのところの償却率みたいなんですけど、それを耐震化率がどれぐらいなのか、もしそういうことがお分かりならばちょっと今日お知らせを願いたいことと、老朽化度というのが多分出てくると思うんですけど、その辺が今どの程度なのか将来にわたって予算等がございまして経営戦略も立案中ですが、やはり生命に伴うインフラということで水の場合はですね、なかなか地下にある部分見にくい部分はあるんですけど、こういう数値から見るとやはりその辺のところの耐震化、老朽化というあたりが将来の町のインフラに非常に大きな影響を及ぼすと思いますので、その辺のところですね、それを急ぐ場合の財政的な何ですか計画にもっとその前進化できないかというふうなところもあるんですけど、そういうところ財政とあわせて今いかがお考えでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 林上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） はい。まず水道施設の老朽化度ということでございますが、今回策定しております経営戦略の中にも老朽化の状況といったページがございます。その中で、先ほどの減価償却でまいりますと例えば有形固定資産減価償却率ということで令和2年度で50%と言ったような数字も出ております。あと、管路経年化率ですね。管路経年化率につきましては、令和2年度の数値ですと10.37%という状況でございます。これは以前もちょっとお話したこともございましたが、免田地区のみですとかなり整備も早うございましたので管路の経年化率も50%前後、免田地区のみですとですね行ってるんじゃないかと思えますけども、その他の旧簡易水道の施設につきましては、比較的比較的その施設は新しゅうございます。管きよの耐用年数が40年ほどあるかと思えますが、そういったものからしますと比較的まだそこまでは至ってない施設が多ございますので、そういった意味で簡易水道施設につきましては、10%ほどということで比較的新しいといった状況でございます。ただ、先ほど言いましたように免田地区におきましてはですね、相当老朽化が進んでおりますので、できる限り速やかに配水管の敷設替えを行っていきたいと考えているところでございます。一方でここ2、3年非常に須恵地区のほうの水源がなかなか取水できないといった状況がございまして、計画のほうもまずは須恵地区のほうを優先しなければならないといった状況がありましたので、今現在はですね、須恵地区のほうを優先することになっておりますけども、免田地区のほうも並行しまして、できる限り速やかに更新を行っていきたいというふうに考えております。ですね、あと財政面につきましても非常に難しいといえますか、今あの今回経営戦略をつくる中で、非常に今後の整備計画とあと料金収入、また町からの繰入金等ですね、非常に財政課とも協議を行っておりますけども、何とかですね10年間の計画は何とか収支が合うような形で計画を立てたところでございます。しかしながらそれ以降もですね、整備のほうは続けていく必要がございます。そういった中でまたその料金の改定とか、あるいはその繰出金の金額等につきましても難しい状況をまた迎えるんじゃないかなと思います。ただししかしあの水道事業につきましては、基本その水道料金とですね繰入金といった二つの収入しか基本的ございませんので、補助金等もございまして、基本的には料金収入を根本にですね考えていかなければなりませんので、今後とも今回の経営戦略等をもとにしまして、しっかりとその付近は考えていきたいと思っております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 耐震のことをお尋ねにならんやっただすかね。いいですか。小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 実は耐震化率は2,000年頃から進んだと全国的にはなっておりますけどももう20年たってますけど、多分免田地区のことを私も想定して質問しているわけなんですけど、古いんですよ。結構古いということで、多分20年以上経過しているんであればかなり耐震化率も低いんじゃないかなということでありまして、まずはそちらを本当は早く敷設替えをしたいのを須恵岡原の水源の問題等でちょっと順番が入れ替わってる状況だと推察しておりますんで、その免田のほうのですね耐震化率が非常に低いんであれば、やはりもうここは財政的な話になろうかと思うんですよね。やはり大きな地震が来なけりゃいいんですけどやはりそういうときに備えた場合に、早くやはり有利な補助事業等も使ってですね確か経営戦略を想定する場合には確か耐震化も問われるかと思うんですけど、その辺のところやはり耐震化を含めて、現状はどれぐらい免田地区になって、その辺のところその財政的にもうできるだけ早くその免田のほうの敷設替えもしていただくように耐震化していただくように考えるんですけどそこら辺のところは、財政とあわせていかがなんでしょうか今の時点では。

◎議長（徳永 正道君） 林上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） はい、すいません免田地区に限った耐震化率、先ほど管路経年化率とかですねお示したところでございますが、免田地区に限ったその耐震化率自体ちょっと把握はしていません。申し訳ございません。免田地区につきましては、今現在も中心部等ですね重要給水施設ということで、施設

配水管ということで国庫補助等もいただきながら整備しております。事業費につきましてはですね、やはり町なかになりますと非常に高額にもなっておりますので、そういった今後とも少しでもそういった補助対象補助に乗るようにですね、重要給水施設の配水管の補助事業のほうを、補助事業をもちまして事業を進めさせていただきたいと考えております。すいません今の免田地区のほうの今後のそういった整備の事業費につきましてもちょっと今の手元には持っておりませんで具体的なその事業の事業費をどのようにするかといったこと詳細にはちょっとお答えできませんけども、そういったことで少しでも財政的に無理のないように補助金等活用しながら進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第66号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第66号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第67号

◎議長（徳永 正道君） 日程第6、議案第67号、平和4年度あさぎり町下水道事業会計予算についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。補足説明がありませんので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第67号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第67号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第68号

◎議長（徳永 正道君） 日程第7、議案第68号、令和4年度球磨郡障害認定審査事業特別会計予算についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。補足説明がありませんのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第68号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第68号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第69号

◎議長（徳永 正道君） 日程第8、議案第69号、令和4年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。補足説明がありませんのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第69号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

日程第9 報告第16号

◎議長（徳永 正道君） 日程第9、報告第16号、専決処分した工事請負契約についての議決を一部変更することの報告についてを議題とします。執行部からの報告を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 報告第16号、専決処分した工事請負変更契約についての議決を一部変更することの報告について、自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） それでは報告第16号につきまして御説明いたします。2ページをお願いいたします。専決第1号、根拠につきましては省略させていただきます。工事請負変更契約についての議決の一部についてであります。令和4年1月18日に議会の議決を得ましたあさぎり町役場本庁舎外壁改修工事請負変更契約につきまして、令和4年2月9日に一部を次のように変更しております。変更する事項としましては、契約金額でありまして既決金額6,299万6,923円。変更する金額6,311万4,819円。増額の11万7,896円でございます。変更する理由としましては、庁舎、西面の電気設備、ケーブル線固定のための精選工事の追加、庁舎、西面の既存設備撤去によって生じた段差解消のための床面補修、不要となった配管材の撤去でございます。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 報告が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで報告第16号を終わります。

日程第10 議案第71号

◎議長（徳永 正道君） 日程第10、議案第71号、須恵文化ホール改修工事請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第71条、71号。須恵文化ホール改修工事請負契約の締結について提案いたします。提案理由を申し上げます。須恵文化ホール改修工事請負契約の締結について、あさぎり町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由であります。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか、審議の上、可決いただきますよう、よろしく願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 出田教育課長。

●教育課長（出田 茂君） 議案第71号について御説明申し上げます。令和4年2月28日に指名競争入札を行いました須恵文化ホール改修につきまして内容について説明をいたします。工事名、須恵文化ホール

改修工事、工事内容、建築工事（改修、内装、鉄骨、解体、）、電気設備工事、機械設備工事、須恵文化ホールの天井は、平成26年4月1日に改正された建築基準法に基づく特定天井に当たります。このため、特定天井の新たな落下防止の技術的な水準に基づき改修するものでございます。これにあわせて空調施設の更新、照明器具のLED化、音響設備の更新及びトイレを洋式化するものです。契約金額は2億7,060万円。契約の相手方、人吉市西間上町2,479番地1、丸昭建設株式会社、代表取締役、松村陽一郎氏です。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、お尋ねします。これまず工期を1点お尋ねをしたいと思います。それとあわせて、文化ホールの機能を全部代替措置というのは難しいと思いますが、ちょっと最近ではですねそのワクチン接種会場としても使用しておりますし、この工期中の可能な範囲で文化ホールの代替施設と申しますか、どういうところに分散するか、なかなか困難の点があると思いますが、教育委員会でお考えの部分があればその点についてもちょっとお答えをいただければと思います。

◎議長（徳永 正道君） 出田教育課長。

●教育課長（出田 茂君） 工期につきましては、まず契約の日から令和5年2月の10日までを予定しております。また、この工期期間中につきましては、大ホールにつきましては全く使用できないものでございます。大ホールの機能につきましては、せきれい館等を使っていただくことになるかと考えております。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、ありがとうございます。もう1点だけお尋ねします。機能代替措置ということでよく話題と申しますか出てまいります被災、災害時の避難所指定もしております。文化ホール改修工事期間中は、須恵地区の場合は須恵小体育館オンリーでいくということで、理解をしたほうがよろしいんでしょうか。その点についてちょっとお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 出田教育課長。

●教育課長（出田 茂君） はい、須恵地区におきましては須恵小学校の体育館が第2の避難箇所となっております。ただ須恵文化ホールにつきましても、使用できない部分につきましては、ホールでございますので、その他の大会議室等案につきましても使用できますので、工事に支障のない部分での使用は可能かと思っておりますので、災害時の避難場所としても部分的な使用できるものと考えております。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） はい。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第71号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって議案第71号は原案のとおり可決されました。

日程第11 要望第1号

◎議長（徳永 正道君） 日程第11、要望第1号、農業委員会への女性登用に関する要望書についてを議題とします。本件は令和2年度3月定例日において、総務建設経済常任委員会に付託した案件であります。本

件について委員長の報告を求めます。山口委員長。

◎総務建設経済常任委員長（山口 和幸君） それでは、農業委員会への女性登用に関する要望書について報告をいたします。要望第1号、令和4年3月18日、あさぎり町議会議長徳永正道様。総務建設経済常任委員会委員長山口和幸。要望審査報告書、本委員会に付託された要望書を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第91条の規定により報告します。付託年月日、令和3年3月9日、件名、農業委員会への女性登用に関する要望書について、審査の結果、採択でございます。内容の説明をさせていただきます。要望書の内容については割愛をさせていただきます。委員会といたしまして要望内容につきまして、農業委員会から現状報告等を求めるなどして協議を重ねてきたところでございます。昨年4月の委員改選において3人の女性委員が誕生し、女性委員の増減が実現しましたが、今後もこの水準を保つことにより、農業委員会活動の活性化や地域農業の維持発展に貢献していただけるように女性委員の登用促進及び農業委員会の運営や事業推進に配慮していくことが必要であると判断し、総務建設経済常任会として本要望書を採択としたものでございます。要望審査報告書を提出させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

◎議長（徳永 正道君） 委員長の報告が終わりました。これから委員長に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、本要望書についてを採決します。この要望書に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、要望第1号は採択することに決定しました。

日程第12 発議第3号

◎議長（徳永 正道君） 日程第12、発議第3号、ロシアによるウクライナ侵略に抗議する決議案についてを議題とします。本案について提出者の趣旨説明を求めます。11番、小見田和行議員。

◎議員（11番 小見田 和行君） 発議第3号、令和4年3月18日あさぎり町議会議長徳永正道様。提出者、あさぎり町議会議員小見田和行、賛成者、あさぎり町議会議員山口和幸。ロシアによるウクライナ侵略に抗議する決議案。上記の議案を別紙のとおり、会議規則第十条第2項の規定により提出いたします。提案理由。2022年2月24日に始まったロシアによるウクライナへの軍事侵略は、国際社会の平和と安全を著しく損ない、武力を背景とした一方的な現状変更への試みは、明白な国際法違反である。また、今回の軍事侵略に際し、核兵器の使用を示唆するような発言は、我が国は世界唯一の被爆国であり、断じて許すことができない。日本政府におかれては、国際社会と連携して、毅然たる態度で即時無条件でのロシア軍の完全撤退を求めるため。ロシアによるウクライナ侵略に抗議する決議案を朗読いたします。2022年2月24日に始まったロシアによるウクライナへの軍事侵略は、国際社会の平和と安全を著しく損なう暴挙であり、断じて容認することができない。このような武力を背景とした一方的な現状変更への試みは、明白な国際法違反であり、国際秩序の根幹を揺るがすものである。また、ロシアのウラジーミル・プーチン大統領は、今回の軍事侵略に際し、核兵器の使用を示唆するような発言を行った。我が国は世界で唯一の被爆国であることが、本町においても平成18年に核兵器廃絶平和都市宣言を行い、核兵器の廃絶と世界平和の世界の恒久平和を強く願ったところである。このような本町の立場からウラジーミル・プーチン大統領の発言は断じて

許されない。ここに、あさぎり町議会は、ロシアに対して、ウクライナへの一連の軍事侵略に断固抗議するとともに、日本国政府におかれては、国際社会と連携し、毅然たる態度でロシアへの制裁措置の徹底及び強化を図り、即時無条件でのロシア軍の完全撤退を求める。さらに、日本国政府においては、ウクライナにおける法人の避難民の確実な救済対策などを考慮され、加えて、在日ロシア人への差別や人権侵害についても最大限の配慮を講じられるよう強く求める。以上決議する。令和4年3月18日、あさぎり町議会。

◎議長（徳永 正道君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから発議第3号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第13 委員会の次の会期への継続調査の申出について

◎議長（徳永 正道君） 日程第13、委員会の次の会期への継続調査の申出についてを議題とします。御手元に配付してあるとおり、各委員会委員長から会議規則第71条の規定によって、次の会期への継続調査の申出があります。お諮りします。各委員会委員長からの申出のとおり、次の会期への継続調査とすることに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 異議なしと認めます。したがって、各委員会委員長の申出のとおり、次の会期への継続を調査とすることに決定しました。

◎議長（徳永 正道君） お諮りします。本定例日の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定しました。

◎議長（徳永 正道君） 以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和3年度あさぎり町議会第6回会議を閉会します。

●議会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。

午後2時06分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 4 年 5 月 17 日

議 長 徳 永 正 道

署名議員 小見田 和 行

署名議員 溝 口 峰 男